



法改正 令和6年10月1日施行 社会保険の適用拡大について ～紛らわしい用語にご注意！～

社会保険の適用が拡大され、パートでも扶養から外れる方が増えてくる傾向にあります

社会保険の適用拡大で被保険者になると

今年の法改正のひとつに令和6年10月1日施行の社会保険の適用拡大があります。扶養の範囲内に収まるように、年収を抑えて働いているパート等の方が扶養から外れて社会保険の被保険者になった場合は以下のようなメリットが得られます。

- 健康保険の傷病手当金で給与の日額の約2/3が通算1年6ヶ月間支給される。
- 同じく健康保険から出産手当金で産前42日、産後56日間で給与の日額の約2/3支給される。

○将来的に受給できる厚生年金が増額される。

その他にも良い面もありますが社会保険料の負担増等のデメリットもあるので注意が必要です。

例えば年収が130万円の場合は所得税が年間約13,500円で住民税が年間約37,000円。

社会保険料は給与の約15%で年間約19万円の負担増で実質的な給与の手取り額が減ります。

更に40歳以上の方は介護保険料も必要です。

更に社会保険料は会社が半額を負担するルールにな

以降は会員専用ページにて公開しております。

負担増となり、経営を圧迫してくるような大きな

問題にも

ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより

アクセスをお願いします。

適用拡大に関する新しい用語や名称が3つあります。

①傷病手当金と傷病手当の違い [ご入会はこちらから](#)

②税金の扶養と社会保険の扶養の違い

(入力は数分で終わります)

③短時間就労者と短時間労働者の違い

の3点について詳しくみていただきたいです。

紛らわしい3つの用語が関連して影響する

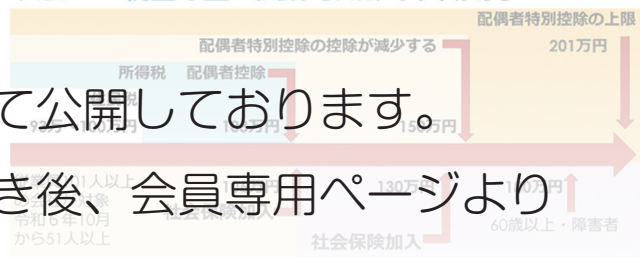
1 傷病手当金と傷病手当

傷病手当金は、健康保険の被保険者が仕事以外の病気や怪我で継続3日を超えて療養する場合に給与の日額の約2/3が通算で最長1年6ヶ月間支給されるもので、被扶養者にはない制度です。一方の傷病手当は名称が良く似ていますが、雇用保険の基本手当に替えてハローワークから支給されるものです。

2 税金の扶養と社会保険の扶養

ニュース等でよく「扶養」の壁といわれますが、この「扶養」には2種類あって、全く別の意味で同じ「扶養」という用語が使われています。一つは税金関係での「扶養」で、これは財務省の管轄であり、扶養する人、つまり被保険者に減税のメリットがあります。

図表-1 税金の壁 扶養する人にメリットがある



社会保険の壁 扶養される人にメリットがある

出典：国税庁・厚生労働省の資料を基に筆者作成

[会員の方ははこちらから](#)